

居宅介護支援契約書
サービスのご案内
重要事項説明書

(介護保険指定番号 第0770100030号)

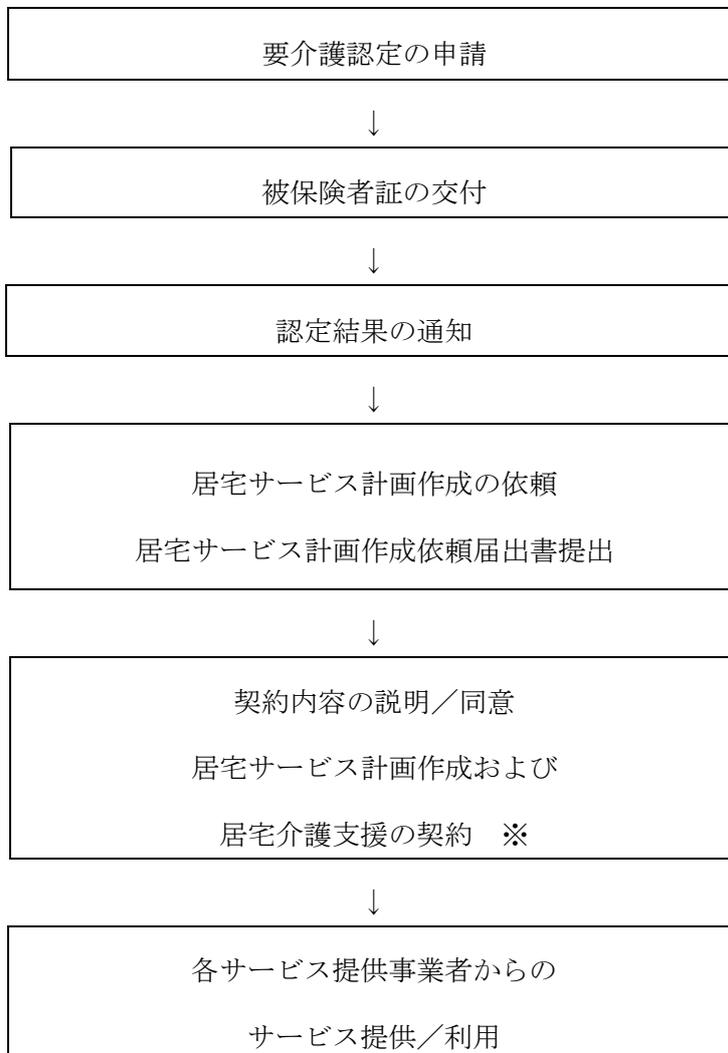
医療法人生愛会居宅介護支援センター
福島県福島市大笹生字向平13番地の1

【契約書別紙】

サービス内容のご案内（重要事項説明）

<令和7年 9月 1日現在>

《介護保険の流れと居宅介護支援》



※居宅介護支援とは

- ・ 介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
- ・ 居宅サービス計画の実施状況や利用者の状況変化の確認と評価
- ・ 居宅サービス計画の変更や、関係機関との連絡調整
- ・ サービス利用に関する情報提供や紹介など

《居宅介護支援の進め方》

①介護支援専門員が、利用者のご自宅を訪問します。

利用者のご家族の要望の確認
利用者の心身の状況や生活環境等の確認

②介護支援専門員が、居宅サービス計画案を作成します。

③介護支援専門員が、サービス担当者との調整会議等により、サービスの調整を行います。

④介護支援専門員が居宅サービス計画案を利用者のご家族に説明します。

⑤利用者からサービス計画の同意をいただきます。

利用者は居宅サービス計画にそって、
各介護サービス事業者と契約します。

⑥介護支援専門員が、サービスの実施状況や利用者の課題を確認し、必要に応じて居宅サービス計画の変更や、介護サービス事業所などの連絡調整を行います。

⑦要介護認定更新申請への協力

《居宅介護支援のための契約内容》

(居宅介護支援の意味)

【1】居宅介護支援とは、次のことをいいます。

- (1) 利用者のご要望や心身の状況に応じて居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- (2) 居宅サービス計画にもとづいて、適切な介護サービスなどを利用できるよう、介護サービス事業者との連絡や調整などを行います。
- (3) 必要に応じて介護保険施設等への紹介を行います。

(居宅介護支援の目的)

【2】事業者は、利用者ができる限り居宅で自立した日常生活をおくることができるよう、居宅介護支援を行います。

(居宅介護支援の基本方針)

【3】事業者は、次のように居宅支援を行います。

- (1) 利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、居宅支援を行います。
- (2) 利用者の心身の状況や生活環境に応じた、適切なサービス提供を行います。
- (3) 利用者が、適切なサービスを選択できるよう、複数の指定居宅サービス事業所等について紹介を行い、わかりやすく懇切丁寧に説明いたします。
- (4) 特定のサービスや事業者にかたよらないように公正な居宅介護支援を行います。
- (5) 市町村や主治医、介護サービス事業者との協力、連携に努めます。
- (6) 居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが、可能であることを十分説明を行います。

(利用料)

【4】要介護認定または要支援認定を受けられた方は、全額介護保険制度から全額給付されるので、利用者は事業者を利用料を支払う必要はありません。

ただし、利用者の保険料滞納・未払いなどによって、保険が適用しない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日お住まいの市町村の窓口へ提出しますと、全額払戻しを受けられます。

居宅介護支援費 (I i)	
要介護度 1、2	10,860 円
要介護度 3、4、5	14,110 円
居宅介護支援費 (I ii)	
要介護度 1、2	5,440 円
要介護度 3、4、5	7,040 円

(交通費)

【5】通常サービス提供地域（福島市、伊達市、二本松市、伊達郡、安達郡）にお住まいの方は無料です。

(契約の期間)

【6】この契約の期間は、 年 月 日から
 年 月 日(要介護認定有効期間の最期の日)までとします。ただし、利用者から、契約をやめる旨の申し出がない場合は、次の有効期間までこの契約は自動的に更新されるものとします。

最初の契約期間	年	月	日から
	年	月	日まで

以後の契約更新は、利用者のお申し出がない場合は自動的に更新となります。

(サービスの利用開始)

【7】まずは、お電話でお申込み下さい。当事業所職員がお伺いします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(サービスの終了)

【8】利用者は、文書で申し出下さればいつでも契約を解約することができます。

事業者は、事業所の移転その他の事情により、居宅介護支援事業を行なうことが著しく困難となった場合は、サービスの提供を終了させていただく場合があります。ただし、この場合は、1ヶ月前に利用者に連絡し、他の居宅支援事業所の紹介など必要な支援を行います。以下の場合は双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援1、2と認定された場合
 ※ 要支援の場合、契約が担当地区地域包括支援センターに移行します。
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

また、利用者や家族などが当事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、暴言や暴行（殴る・蹴る・罵声を浴びせる）・セクシャルハラスメント（体に触る・抱きつく）・カスタマーハラスメント（理不尽なクレームや度を越えた謝罪・対価を要求するなどの行為）等により、身体的・精神的に傷付ける行為が認められ、又はその恐れがある場合は、文書で通知することにより、即座に契約を解約することができます。

(解約料)

【9】利用者の都合により解約をした場合は、下記の料金をいただきます。

保険者（区市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません	
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	居宅介護支援費（I i）	
	要介護度 1、2	10,860 円
	要介護度 3、4、5	14,110 円
	居宅介護支援費（I ii）	
	要介護度 1、2	5,440 円
	要介護度 3、4、5	7,040 円

(当事業所の各サービスの割合)

【10】当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

【11】支援センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

(1) 管理者 介護支援専門員 1名

管理者は、支援センターの職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員 若干名

介護支援専門員は、支援センターに対する指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、居宅サービス計画の作成等を行います。

(虐待防止に関する事項)

【12】 支援センターは事業所の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講じます。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のための必要な処置

支援センターはサービス提供中に、当該支援センター従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

《相談・苦情の窓口》

サービスについてのご相談や、ご不満、ご意見などある場合は、担当の介護支援専門員または、下記までご連絡下さい。

所在地	福島県福島市大笹生字向平13番地の1
電話番号	024-557-7773
FAX	024-557-7774

【苦情解決責任者】 管理者・介護支援専門員 鳴原裕二

【苦情解決担当者】 介護支援専門員 佐藤絹子

当事業所以外下記の、縣市町村相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

①福島県国民健康保険団体連合会

介護福祉課苦情相談窓口 024-528-0040

②福島県運営適正化委員会 024-523-2943

③福島市介護保険課介護給付係 024-525-6587

《次のような場合はご連絡下さい》

- 1、 介護保険証などの記載内容に変更のあった場合
- 2、 医療受給資格などに変更のあった場合
- 3、 居宅サービス計画外のサービスを利用する場合
- 4、 病状等の変化などのため、入院（入所）となった場合

《事業者について》

名 称	医療法人生愛会居宅介護支援センター
住 所	福島県福島市大笹生字向平13番地の1
電話番号	024-557-7773
F A X	024-557-7774
介護保険 指定番号	居宅介護支援（福島県 0770100030）
営 業 日 営業時間	月曜日から金曜日（土、日、祝日は休み） 午前8時30分から午後5時30分まで
※ 事業地域	福島市、伊達市、二本松市、伊達郡、安達郡

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

《職員体制》

職種・資格	常 勤	常勤兼務	非 常 勤
管理者・介護支援専門員	1名		
介護支援専門員	1名		

《当法人の概要》

法 人 名	医療法人 生愛会
代 表 者 名	理事長 本間 達也
法人所在地 連 絡 先	福島県福島市大笹生字向平13番地の1 電 話 024-555-2244 F A X 024-555-2241
定款の目的に定めた事業（およびサービスの種類）	附属介護老人保健施設 生愛会ナースィングケアセンター （一般入所・短期入所療養介護・通所リハビリテーション） （介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション） 医療法人生愛会居宅介護支援センター（居宅介護支援） 総合リハビリテーション医療ケアセンター 生愛会中央医療クリニック（診療所） 生愛会中央医療クリニック ティーケアヘルスケアスクール （通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション） 生愛会ホームヘルプステーション（訪問介護・介護予防訪問介護） 福島市信陵地域包括支援センター（介護予防支援） 生愛ヒルトップ・ルネサンス（サービス付き高齢者向け住宅）

同 意 書

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者

所在地：福島県福島市大笹生字向平 13 番地の 1

名 称：医療法人生愛会居宅介護支援センター 印

説明者

所 属：_____

氏 名：_____ 印

私は、契約書および本書面により事業者の担当者から、居宅介護支援サービスについて担当者から交付と説明を受け理解し、サービスを利用することに同意しました。

年 月 日

利用者

利 用 者 住 所：_____

氏 名：_____ 印

電話番号：_____

家族・代理人 住 所：_____

氏 名：_____ 印 続 柄：_____

電話番号：_____